

令和8年5月28日
危機管理部

世田谷区立中学校における火災に係る和解

1 主旨

令和7年11月6日に発生した世田谷区立烏山中学校の火災への対応について、出火元の確定に伴う販売会社との協議により、損害賠償等の和解について合意に至ったため、和解に応じるには地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を要することから、令和8年第2回区議会定例会に議案を提出する。

2 火災の概要等

(1) 発生日

令和7年11月6日（木）

(2) 発生場所

世田谷区立烏山中学校 1階 主事室内倉庫（世田谷区南烏山4-26-1）

(3) 出火元

充電中であった指定避難所用備蓄物品である大容量ポータブル蓄電池

(4) 被害状況

建物部分焼火災（区立烏山中学校の1階主事室及び主事室内倉庫等）

※人的被害なし

(5) その他

- ① 学校施設の安全確認等及び復旧作業のため、翌日11月7日（金）は臨時休校となったが、年間予定の影響はなく、振替授業は行われなかった。
- ② 1階主事室及び主事室内倉庫の焼損部分については、速やかに焼損物の撤去及び改修工事に着手し、内装工事は令和8年1月末に完了、室内空气中化学物質調査を行ったうえで、2月5日より使用を再開した。
- ③ その他の同型の大容量ポータブル蓄電池は、充電中の出火であったことから、蓄電池の安全性を確認できるまでは、指定避難所（96箇所）と帰宅困難者支援施設（11箇所）においては、引き続き避難所運営訓練等での使用の中止及び充電の禁止を継続中である。

3 火災による区の損害額等 合計 8,160,118円(内訳等は以下のとおり)

(1) 不動産

① 対象施設 区立烏山中学校 主事室及び倉庫

② 原状回復に要した工事費用 7,106,000円(税込)

(2) 動産

大容量ポータブル蓄電池の販売会社（福西電機株式会社）との協議において、区が再取得に要した費用を補償する意向であったため、動産の損害額の算定は、再取得価額（新価）とした。

① 対象動産

冷蔵庫（1台）、洗濯機（1台）、自転車（3台）、物品保管庫（1台）等

② 再調達物品の損害額 1,040,162円（税込）

(3) 人件費等

超過勤務手当等 13,956円

(4) 焼損した大容量ポータブル蓄電池の取り扱い

販売会社から同等以上の性能である代替品による交換対応の申し入れがあったため、代替品との交換とする。

4 和解内容等

(1) 区が購入していた同製品の性能等の確認、出火元に係る情報の共有、損害額に対する損害賠償額の検討等を行い、以下の点について合意を得たため、和解に応じる。

① 販売会社は、区に対し、本件火災の損害賠償金として金8,160,118円を支払う義務があることを認める。

② 販売会社は、区に対し、焼損した大容量ポータブル蓄電池と同等以上の性能を有する製品1台の引渡義務があることを認める。

(2) 販売会社より、その他の同型の大容量ポータブル蓄電池106台についても、自主回収及び代替品による交換対応の申し入れを得た。

5 今後のスケジュール（予定）

令和8年5月～ 販売会社の代替品による交換等申し入れへの対応
速やかな代替品への交換（納入には約4～5か月を要する見込み）
6月 第2回区議会定例会において議案提出